

第 109 回 苫小牧市都市計画審議会

審議事項（3） 苫小牧圏都市計画臨港地区の変更について

1. 臨港地区とは

- 港湾を管理運営するため定める地区（陸域）です。
- 臨港地区内は港湾管理者が制定する条例に基づき、建築物の用途を規制します。

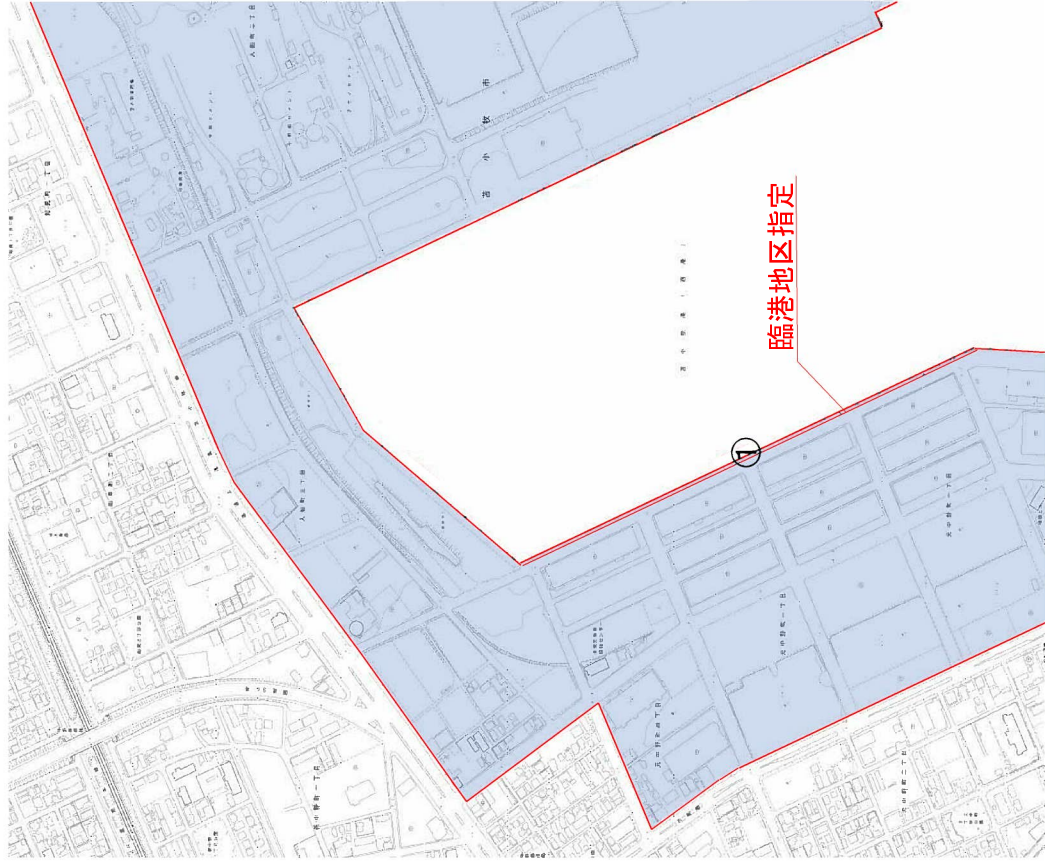
2. 指定の考え方

○港湾の機能を十分に確保し、その利用を図る観点から、港湾施設を整備し、適正に維持管理するために必要な一体的な区域及び港湾の開発、利用並びに保全に著しく支障を与える行為を規制する必要がある区域を指定。

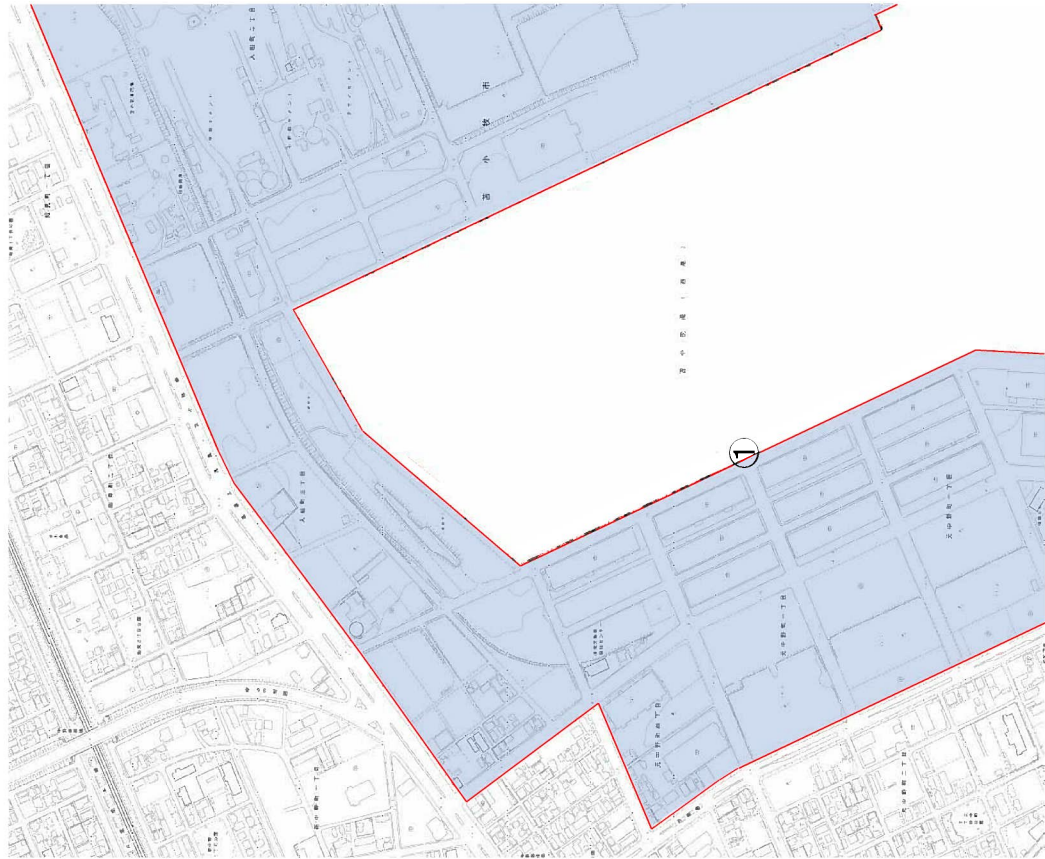
3. 変更の内容

番号	変更箇所	変更内容	変更面積	変更理由
①	西港区 本港地区 西ふ頭	拡大	0.2 ha (1,707 m ²)	公有水面埋立てにより陸域が生じたため
②	西港区 汐見地区 第1 船だまり	拡大	0.2 ha (1,641 m ²)	公有水面埋立てにより陸域が生じたため
③	西港区 汐見地区 第3 船だまり	縮小	-1.6 ha (-16,348 m ²)	掘り込みにより陸域が滅失したため

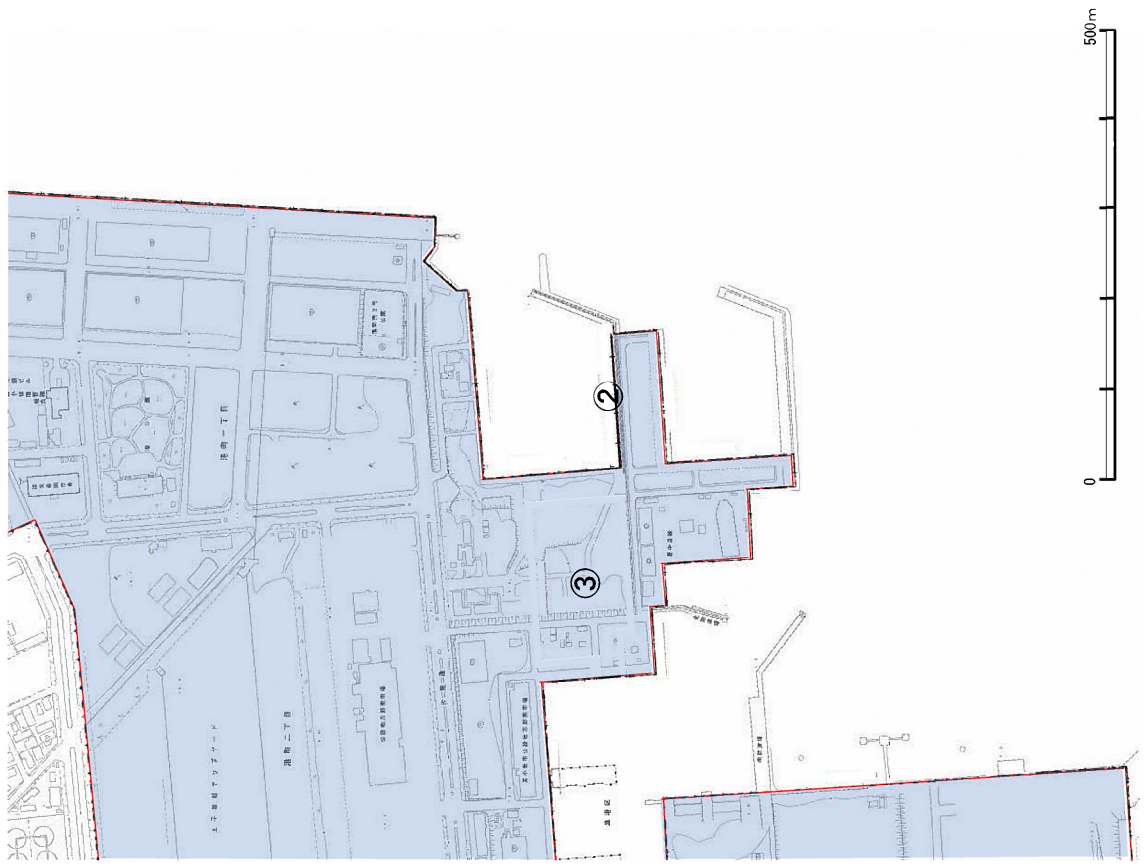
变更案



現行



現行



変更案

